

「学校法人立教学院パートナーシップ制度に関する規程」

施行 2026年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人立教学院（以下「学院」という。）におけるパートナーシップ制度に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、立教学院パートナーシップ制度（以下「本制度」という。）とは、婚姻によらずとも日常生活において生計を一にし、互いに協力し助け合うことを約した二人の関係を、婚姻に相当する関係とみなす制度をいう。

(要件)

第3条 本制度の対象となる学院の勤務員、理事、監事、評議員、名誉教授及びそれらのパートナーは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 双方が民法第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が婚姻をしておらず、かつ本制度に届け出たパートナー以外の者と婚姻に相当する関係にないこと。
- (3) 双方が民法第734条から736条までの規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。

(手続)

第4条 本制度の適用を受けようとする者は、所定のパートナーシップ届出書に必要事項を記入し、パートナーシップの関係にある者双方が連署して、人事部人事課に提出するものとする。

2 前項の届出においては、次の各号に掲げるすべての書類を添付するものとする。

- (1) パートナーの本人確認書類（運転免許証、パスポート等の本人の顔写真が添付されたもの）の写し。
- (2) 本制度の適用を受けようとする者及びパートナー双方が婚姻していないことを確認できる書類（戸籍謄本、婚姻要件具備証明書等）。
- (3) パートナーシップの事実関係を確認できる次のいずれかの書類。
 - イ 地方自治体が発行するパートナーシップ証明書
 - ロ 諸外国でパートナーシップ契約（同性婚、ドメスティックパートナー、シビルユニオン等）を結んでいることが確認できる書類
 - ハ 双方を相互に任意後見受任者とする任意後見契約書に係る公正証書
 - ニ 未届の配偶者であることが記載された住民票
 - ホ 事情により上記イ～ニのいずれも添付することができない場合には、学院が指定する書類

3 前項に定める書類のほか、第3条の要件を確認するために必要な書類の提出を求めることがある。

4 パートナーシップ関係の継続や扶養関係等の確認のため、必要に応じて、別の書類の提出を求めることがある。

(届出の変更・取消)

第 5 条 前条に基づき本制度の届出を行った者は、届け出た事項に変更があった場合及びパートナーシップ関係が解消となった場合には、遅滞なくこれを届け出なければならない。

(守秘義務)

第 6 条 この規程の実施に関わる者は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(事務)

第 7 条 この規程の事務は、人事部人事課が行う。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議決をもって行う。

(届出)

第 9 条 この規程の改正についての所轄労働基準監督署長への届出は、過半数代表者の意見を聴き、その意見を記した書面を添付して行われなければならない。

附 則

- 1 この規程は、2026年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規程等中「配偶者」又は「子」とあるのは、この規程の施行の日から2027年3月31日（この項及び次項において「改正期限」という。）又は各規程等についてこの規程の趣旨に適合させるための当該各改正規程の施行の日の前日のいずれか早い日までの間に限り、次表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句を含むものとみなす。
 - (1) 学校法人立教学院本部及び立教大学慶弔見舞金規程
 - (2) 学校法人立教学院本部及び立教大学専任以外の勤務員等慶弔見舞金規程
 - (3) 学校法人立教学院役員、評議員等慶弔見舞金規程
 - (4) 学校法人立教学院給与規程
 - (5) 学校法人立教学院住宅手当規程
 - (6) 学校法人立教学院就業規則

配偶者	本制度に基づくパートナー
子	本制度に基づくパートナーとの子及びパートナーの子

- 3 学院は、前項各号に掲げる規程等について、この規程の趣旨に鑑み必要な改正措置を、改正期限までに講ずるものとする。